

後期高齢者医療制度

被保険者証の色が

「薄いオレンジ色」に

現在お使いの被保険者証（保険証）の有効期限が7月31日（水）で切れるため、更新します。新しい保険証は「薄いオレンジ色」です。7月初旬ごろから順次郵便（簡易書留）で送付予定です。

●今回お届けする「薄いオレンジ色」の保険証の使用は、お手元に届いた日から

新しい保険証が届くまでは、現在お持ちの保険証（水色）をお使いください。

●現在お持ちの「水色」の保険証

「水色」の保険証は8月1日（木）以降使用できません。新しい保険証（薄いオレンジ色）がお手元に届き次第、水色の保険証は処分してください。

※処分の際は、住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、住所や氏名が他人に知られないようご自分で細かく裁断するなどしてください。

●その他

・令和6年度（2024年度）住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。

【例①】今まで1割だった方が2割負担に変更となる場合／「2割

（令和6年7月31日までは1割）」と表示されます。

【例②】今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合／「3割（令和6年7月31日までは1割）」と表示されます。

問 住民課（吉備庁舎）

後期高齢者医療制度

マイナンバーカードと保険証の一体化に関するお知らせ

マイナンバー法などの一部改正法（令和5年法律第48号）の施行により令和6年（2024年）12月2日（月）以降、現行の被保険者証が廃止となります。

令和6年（2024年）12月1日（日）までに交付された被保険者証については、有効期限である令和7年（2025年）7月31日（木）までご使用いただけます。

12月2日（月）以降に被保険者証の再交付を受ける場合や、新たに75歳になられる方については、マイナンバー保険証の利用登録をされている方は「資格情報のお知らせ」を、利用登録がない方や国が定める理由により申請された方は「資格確認書」を交付することになります。

問 住民課（吉備庁舎）

医療

老人医療費受給者証の更新

満67歳以上70歳未満の方のうち、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象とした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況を審査の上適用されるため、毎年更新の申請手続きが必要です。

なお、現在受給されている方には7月中旬に案内と申請書を送付します。保険証などをお持ちになり、手続きにお越しくください。手続きが遅れると、資格の適用も遅れる場合がありますのでご注意ください。

受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

●受給要件

①世帯全員の住民税が非課税であること。

②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

1人 100万円
2人 140万円
3人 180万円

※以後1人増えるごとに40万円加算
③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。

④現在お住まいの土地・家屋以外の活

用できる資産（直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

問 住民課（吉備庁舎）

重度心身障害児（者）医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は7月31日（水）で期限が切れます。該当者には、案内と申請用紙を送付しますので、ご持参の上、更新手続きにお越しください。申請時に8月以降お使いいただける新しい受給者証をお渡しします。

受給要件に該当すると思われる方で現在受給されていない方はお問い合わせください。

●受給要件

次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳1級または2級の身体障害者手帳3級かつ世帯全員の住民税が非課税
・療育手帳A1またはA2
・精神障害者保健福祉手帳1級
・特別児童扶養手当1級の支給要件児童

※65歳の誕生日以降に右記要件に該当するようになった方は対象外です。

問 住民課（吉備庁舎）